

工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について

平成 20 年 7 月 3 日

青森県 県土整備部

国土交通省は、平成 20 年 6 月 13 日付けで工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用ルールを定め、本条項を発動しました。

これを受け、青森県においても、公共事業に依存する割合の大きい本県経済にとって、その影響が極めて大きいことから、国土交通省の運用ルールを参考に運用基準を定め、平成 20 年 7 月 7 日より施行することとしました。

[問い合わせ先]

青森県 県土整備部 整備企画課

企画・指導調査グループリーダー 桜庭 全一

TEL 017-722-1111 (内線4242)

直通 017-734-9645

報道監 西堀 次長

単品スライド条項運用基準の概要

1 適用対象となる主要な工事材料

「鋼材類（H形鋼、異形棒鋼等）」と「燃料油（ガソリン、軽油等）」に分類される各材料とする。

2 適用対象となる工事

○本基準の施行日時時点で施工中である工事、または施行日以降に発注する工事とする。

○「鋼材類」と「燃料油」それぞれの品目について、品目ごとに算定した変動額が、請負代金額の1%を超える工事とする。

○原則として、請負代金額の変更請求から2ヶ月以上の残工期がある工事とする。

3 単品スライド額の算定

対象材料の搬入時または購入時の実勢価格から、設計時点の実勢価格を差引いた増額分に、適用対象となる設計数量を乗じた金額から、請負代金額の1%を控除した金額とする。

4 請負代金額の変更手続き

請負者は工期末の2ヶ月前までに単品スライド適用の申請を行うものとする。

※ 工期末が平成20年9月30日以前の工事は、工期満了前で、かつ、7月30日までとする。

以上